

〈資料紹介〉

英国標準火災保険証券とロイズ火災保険証券

金子 子 暁 実

— キーワード —

英国新標準火災保険証券
ロイズ火災保険証券
ロイズの独特の慣行
Common Law による契約

イギリスは各種の保険の近代化を実現せしめた国であり、特に火災保険は世界で最初にこの国に生まれ、発達したことはよく知られている。わが国の火災保険はこれに学んでおり、契約のルールである重要なもの、普通約款はこの国のものを参考にして作成されており、他の各種の陸上の保険の多くはこれより出発しているから、わが国に与えた影響は多大でありその功績の豊かなことはいうまでもないであろう。さていまひとつ、同国に生まれた独特の組織、ロイズ保険組合はこれまたきわめて大きな功績を果しており、当然のことながら重要な研究対象とされている。その生成、発展については勝れた研究成果がわが国にみられる。さらにその使用されている海上保険証券、約款についてはまことに深く研究されている。いうまでもなく海上保険は一回の事故によって巨大な損害の生じることが多いゆえに再保険の交換が必要不可欠であり、海洋国家であって世界の海上貿易をリードしてきた同国が再保険の交換の中心となり、その保険証券が世界的に広く使われて研究対象となったのは当然のことである。

だがこれに対して同国の火災保険はロイズによらず民間会社によって主として営まれて発達

しており、ロイズが進出したのはずっと後であった。再保険の交換はもちろん火災保険にも重要であるが、海上保険のように国際取引の必要性は少ないし、この国において生成、発展した保険でありながらロイズの火災保険証券、約款には関心があまり持たれていなかった。前記のように民間会社の普通約款がわが国の模範となっているためにロイズのそれは紹介されることも少なかった。私は同国の標準火災保険証券の出現以前の相当数の有力な会社の火災保険証券、そして戦前の標準火災保険証券も紹介したことがあったが¹⁾、これは制定後60年余も使われたが1985年に改訂されている。このたびは戦後の標準火災保険証券の約款とめったに紹介されてこなかったロイズの火災保険証券のそれとの比較、検討を試みることにする。

むろんこの小文は紹介の域を出るものでない。なおわが国の普通火災保険約款は太平洋戦争の開始の年、1941年に統一され、戦後の1960年に改訂され、その後は1964年の新潟大震災によって生じた訴訟で巨大危険の免責条項が保険者に不利に解釈されたため、1975年に一部改正され、1981年に大幅に改訂されたあとは若干の手直しが幾回かあって今日に至っている。

二

イギリスの火災保険証券は当所はかんたんなものであったが、だんだんと記載内容が豊富に

1) 金子暁実「英国火災保険証券」龍谷大学経営学論集第48巻第2号(2008)、「20世紀の英国火災保険証券」龍谷大学経営学論集第2巻第2号(1962)

なるにつれて雑多なことが盛り込まれるようになっていく一方、合理化もなされていった。そして見やすくなったが、1870年に標準約款が制定され、これが各社の模範となったといわれている。私もこれは見たことがあるが²⁾、どの程度、現実的に役に立ったのかは書物に記載もなく不明である。

さて肝心の標準火災保険証券であるが、これができたのは、戦前の書物である F. W. Cornell は1923年、同じく戦前の Frank Godwin もそうだが、戦後のものでは T. R. Smith は1922年、A. R. Doublet も同様であり、戦後の版である Frank Godwin の第7版は1923年としている。R. M. Walmsley は1923年、Edwin Gamlen and Harold Francis は1922年としており、いずれが正しいのか不明である³⁾。私は著書、論文において日本の約款統一の功労者である北沢宥勝博士と同様にこれまでは1923年としてきたが、非常に古いことでないのに不明確なのは残念である。

北沢博士は「火災保険普通約款改正私案その一」において新旧約款の比較をなされている。だが博士が旧約款と称されているのは、Frank Godwin の Appendix III (13) の Pre-Standard conditions なるものだが、これは他の書物に私の知る範囲では全く見られない。加えてこれは新約款というものが1923年から22年か不明であり、23年と記されているこの旧約款がどの程度、使われていたのか疑問である⁴⁾。はなはだ残念だがこれでは比較、検討の意義を見出し難い。

よって私は戦前のものを旧約款とし、1985年の新約款とし、さらにロイズ火災保険証券の約款と比較してみることとする。

ロイズがノンマリンに進出したのは20世紀になってからで、少なくとも1911年のロイズ法改正後といわれている。そしてはじめて発行した火災保険証券には明示約款が全くなく黙示約款だけということだが、われわれには全く理解し難いものであるがイギリスではこれでおかしくないであろう。若干の免責規定と類似危険に対する注意規定があるだけだが、1920年には電気事故の発生せるときはこれによる直接の損害は火災保険にて保険者がてん補する必要はないとの規定があったようで⁵⁾、標準火災保険証券には戦後のにもみられぬものである。むろんこれは類似危険に対する注意規定であるが、わが国においても1981年の改正後、出現したものでこれが保険事故の結果である場合のみ保険者は責を負うことを明示するようになった。

さてロイズの火災保険証券は標準火災保険証券にあることを黙約としてきているようだ。なお、戦前の同証券は Hebert Taylor の Fire Insurance Law に全文が掲載されている。同書は旧安田火災の故森啓二氏の邦訳があるので紹介ずみといえよう⁶⁾。よって私はこれを参考にして戦後の新証券の約款の紹介、次いでロイズの火災保険証券の三者をあわせて比較してみることとしたい。

三

戦後の標準火災保険証券の約款は、戦前のものに比してずっと長くなっている。Part 1～3

- 2) 北沢宥勝『火災普通保険約款論』(1940) p. 46
金子「19世紀の英国火災保険証券」損害保険研究第24巻第1号(1962) pp. 107～110, Walford C. Insurance Cyclopedia Vol. III (1874) pp. 412-413
- 3) F. W. Cornell, The Principle and Finance of Fire Insurance 1930 p. 24
Frank Godwin, Fire Insurance 7th Ed, 1954, p. 24
T. R. Smith, Fire Insurance Theory and Practice 3rd Ed, 1959 p. 33
R. M. Wahmsley, Standard Fire Policies 1993 p. 7
- 4) 北沢「火災保険普通約改正私案その一」国民経済雑誌第45巻第3号(1928)

5) 北沢前掲書 pp. 151～156, pp. 56～57

6) Herbert Taylor, Fire Insurance Law 1949
森啓二『英国火災保険法』(1957)

なお同書は J. K. Jones により第2版が出ている。これによると1957年、第11条の仲裁条項は多少、改訂されている。

J. K. Jones, Fire Insurance Law, 2nd Ed 1959, p. 62, p. 107

Edwin Gamlen and Harold Francis, Fire Insurance Theory and Practice, 7th Ed, 1991, p. 34

に分けられている。(1) General Exclusion, (2) General Provision, (3) General Conditions and Claims Conditions とされ、さらに最初に前文が設けられている。

戦前のものは前文に担保危険である火災、落雷、家庭用の暖房、照明に使われるガス、ボイラーの爆発をあげ、自然発酵、発熱、加熱行為等をわが国と異なり、類似危険ではなく免責危険としてあげる。だからこれについての規定は注意規定でなく免責規定となろう。

ただし他の保険の目的に生じたものからの類焼、そして爆発により生じた火災は担保することは明示している。次いで地震、地下火のほか各種の人為的暴力を免責危険として列記している。戦後の一般的な除外として第1条に移されている。この General Exclusions の第1条の riot, civil commotion とそれ以外の war, invasion, act of foreign enemy, hostilities (whether war be declared or not) civil war, rebellion, insurrection, military or usurped power はいささか異なり、前二者はきわめて規模が小さくアメリカなら N. Y. Standard Fire Policy では免責危険にあげられていない程度のものである。また判例をみても両者の区別が難しく、ストライキに伴うゴタゴタから強盗のたぐいまでである。後者についても数多くあげられているが外国の武力介入の有無を除けば区別し難いがずっと規模の大きいもので、治安維持が不可能となるものである。北沢博士は騒動、内乱、外敵……一癸と訳された⁷⁾が、最初の騒動は良くて最後の一癸が不適切であった。以後これが使われ森啓二氏もそうである。私はこの語の不適切なることをのべている。そして riot, civil commotion はわが国でいう騒じょうにも当らぬもので「騒動」ぐらいが適当であろう⁸⁾。業界においても

今ではこのようにされている。なお家庭用のガス、ボイラーにかぎり爆発を担保するがこれについても、すなわちふつうの爆発との違いのべた⁹⁾。

1985年約款の前文は損害てん補について時価主義をとり、特に保険者の同意ないかぎり保険期間中の責任は付保金額とし、海上保険の様な自動復元のないことを明記している。

以下、一般的除外として7ヶ条、一般的規定 (General Provisions) とする前文、一般的条件 (General Conditions) が4ヶ条、請求条項 (Claims Conditions) が7ヶ条で旧証券よりもずっと条項が多くなっている。最初の一般的除外はすでに紹介した第1条に続いて第2条は (a) イオン化された放射線、原子力燃料からの放射線による汚染、原子燃料の燃焼からの荒廃による汚染、(b) 放射線、爆発性有毒物資、その他、原子力の集合、構成の危険品、直接なると間接なるとを問わずこれらから生じた損害、費用、第3条は北アイルランドに生じた (a) civil commotion, (b) 単数、複数の人による無法で利己的な行動、不法な集会に結びつくものがあげられ、この除外の目的は1973年の非常事態法による北アイルランドのテロリズムに対するものとされている。不法集会とはテロリズムに従事したもの、この法律にある組織に入るものを意味するという、テロリズムは政策目的の暴力の使用、公衆を恐怖におとし入れる目的の暴力をふくむ。この除外条項により保険者が保険証券上、損害はカバーされないと訴訟手続で申し立てる場合、カバーされるというなら挙証責任は被保険者にあると続けられている。

第4条は特に反対の定めなければ汚染による損害はてん補されぬとする。

第5条は海上保険その他の保険が付せられて

7) 北沢前掲論文 p. 83

8) 芍城照三博士はこれ以外、適当な訳語がないとべられていたことがある。森前掲書 p. 147 だが農民一揆を連想するようなものは全く近代化されて以後のわが国にそぐわぬし、イギリスにてもなかったであろう。わが国では暴動、内乱の実

例もなきに等しい。

この各種の人為的な集団的暴力については私は著書、論文においてできるかぎり詳しく調べて論じている。金子『火災保険普通約款論』(1998) 第10, 11章

9) 同上書 pp. 51~52

いればこの保険証券にて付保金額をこえて損害がカバーされることはないとする。

第6条は旧約款と同じく宝石などのごとく小さい貴重品は保険証券に明記されねばならないとするものである。

第7条は結果的損害についてである。家賃を除いてこれが付保されてなければ火災の結果的損害はカバーしないものと解される。

以上のうち新約款にとり入れられたのは戦前になかった危険である原子力の放射線による損害、汚染がまず注目されるが、1985年以前でもこの危険が出現してきたら実務上は特約により免責することがほとんどの場合になされていたであろう。次いできわめて治安の悪化している北アイルランドにおける人為的暴力であるが、civil commotion はわが国にいう騒じょうに達しない小さいものであるが、さらにのべられている不法集会、テロリズムなどはこれに近いものであろう。しかしわが国にいう内乱罪となる暴動、この保険証券にいう insurrection, rebellion などには達しないものであろう。北アイルランドの治安の悪化は相当に以前からあったからこれも1985年以前より少くとも同地方においては特約なしで保険者はこれによる損害はカバーしないとされていたであろう¹⁰⁾。

General Exclusion に続く General Provision はまず保険の下で Average clause で家賃、破片の移動費用、報酬等も損害の一部としているが、付保金額の比例割合でてん補額は減額されると続けている。

次いで被保険財産の購入者の利益についての条項がある。損害発生時、被保険者が被保険財産を売却するとしたとき、購入者を保護することである。売り手は存続せる保険契約を解約できない。購入者はならん損害なくこの保険契約の下で権利、義務を取得するとされている。

次いで4ヶ条の General Condition である。だがこれには黙示条項と明示条項があるとされ

る。前者は Common Law によるものである。まず(1) Utmost Good faith で両当事者に要請される。(2) は被保険者が被保険利益を有すること、(3) 保険契約が抗力を生ずるときは保険の目的が存在していること、(4) 破壊された財産とは被保険者が特約せるものである。

これに対して express conditions は文字どおり保険証券に明らかにされているのだが、二つのカテゴリーに分れるといわれ、(1) General はこれらは Policy に印刷され、それゆえにすべての契約に書面のかたちでふつうに適用される。(2) special は特定の契約に適用され、Policy にくみこまれる。

そして General Condition は Policy 上にあって三クラスに分割されて出発する。

(1) これらは黙示条項に関連する。

(2) これらは契約の術語の拡張、制限を取り扱う。

(3) これらは手順を決定する。

だがこれにもあいまいさがあるともいわれている。これが存在すれば作成者の保険者が明確にする義務がある、すなわち被保険者に対応的になすべきであろうとのことと思われる。

General condition の第1条は、旧約款の第1条と同じで、重要なことに不実表示、不実記述、不告知ありしときは保険証券は無効となるというものである。告知義務である。

第2条も旧約款のそれと同じで保険契約の期間開始後、(1) 移転、(2) 危険の増加、(3) 意志、法の効果によるときを除き、保険者の書面による承諾がなければ保険の利益が消滅せるときである。通知義務である。

第3条は warranties (担保) で旧約款の第10条と同じである。保険の目的またはいずれかの項目に付せられる担保条項に反するときあらば、危険の増大の有無を問わず担保条項に関するものについての保険金請求はできぬものとする。ただしがきにて保険契約が継続されたときは、継続期間中に保険事故が生じたときの保険金請求は保護されるとしている。

第4条は旧約款になかったもので、被保険者

10) Edwin Gamlen and Harold Francis, op. cit. p. 49 現在もなお同地方のトラブルは絶えず、マスコミにも報じられている。

は損害を予防するために妥当なる用心をすべきであるというものである。これは All Risks Policy で特別な条項には常にあったが、Fire Policy に出現したのは革新的であるといわれている。すなわち All Risks Policy では高価な貴重品を特別付保することが多いからであろうが、ふつうの火災保険証券にはあまりそういうことがないからであろう。比較的、最近の判例である Port-Rose v. Phoenix (1986) ではロンドンの南方の Gatwick 空港で被保険者の女性が手押し車からちょっとはなれてハンドバックをとられ、29,000ポンドの宝石が盗まれた。Phoenix 社は彼女の不注意を指摘した。だが裁判官は同社にさして同調しなかった¹¹⁾。このケースは All Risks Policy のものである¹²⁾。だがふつうの火災保険でかかる不注意で失火があればどうか？ 本条項が導入されたことによって被保険者は不利になるか否か？ もちろんこれは損害防止義務とは違う。損害防止義務が被保険者にあることは旧約款においても規定はなかったが、判例によって当然のこととされている。しかしこれは事故発生後のことであるから本条項は negligence に関することとなろう。だが古い時代からイギリスにおいては willful misconduct, connivance (黙認) は免責されているがたとえ Gross negligence になっても免責されることはないとされている¹³⁾。しからは新約款においてかかる約款が出現したとはいかに考えるべきであろうか？

Reasonable Precaution を被保険者に要請したことはそれなりに意味があるともいえるが、これにより被保険者が不利となること、すなわち Gross negligence があったか否かを厳しく問われることも考え難いであろう。旧約款より被保険者に厳しくなったとみる必要は全くないと考える。All Risks Policy に存在していた条項がふつうの火災保険証券にも設けられたのは被保険者の注意をよびかけることになっても公

序良俗の見地よりみてのこと、good faith を欠いてならぬというもので、従来よりかわったということではないであろう。

さて Claims Conditions は 7 ケ条より成る。第 1 条は保険事故発生の際の被保険者の保険金請求についてのもので、旧約款の第 4 条に該当するもので文言は違うが内容に大差はなく、また問題点も特に見当たらない。

(a) 損害の発生する事故があれば被保険者はただちに保険者に通知すること、悪意ある人による損害が起因しているならばその証拠をただちに警察当局に通知すること、さらなる損害を防止する妥当なる実際的なことを実行し、させること、通知などは被保険者の費用で保険者に運ぶこと

(i) 損害の額、破壊された財産についての詳細なる書面による報告

(ii) 他の保険契約が財産に付せられているときは詳細を損害発生後 30 日後か、保険者が許可した期間に通知すること

(iii) 妥当に必要とされるであろう請求に関するすべての証拠と情報

(iv) もし必要とされるなら請求とそれに関する問題の真実性の法的宣告

(b) もしこの約款の条件が満たされぬならば保険証券の下での請求はできぬ。

ここで旧約款にみられなかったさらなる損害を防止することをいうものだが、損害防止義務についての規定と見受けられるがこれを怠ったときのことは何も記されてなく、この義務を怠ったときはそれと因果関係ある損害は保険者はてん補せぬということは、判例により当然のこととされていた従前の考えとかわりない¹⁴⁾、すなわち被保険者に厳しくなったものでないともみるのがよいであろう。

第 2 条は旧約款第 5 条の保険金請求についてのいつわりあるときのものと同じである。

第 3 条は事故による損害でてん補について現物給付についてで、旧約款第 6 条と同じである。

11) *ibid.* pp. 51-53

12) *ibid.* p. 56

13) 金子前掲書第 7 章

14) 同上書第 8 章

第4条はクレームに続く保険者の権利についてであり、事故のあと建物の構内に保険者が立入り、妥当なる目的のため物品の占有、処理することのできることを、被保険者は委任をなす権利のないこと、旧約款第7条と同じである。

第5条は保険の目的に他の保険会社からの契約が付せられていたときの分担についてのもの、旧約款の第8条と同じでこの比例割合にて分担することについては説明の要もないことである。

第6条の代位は旧約款になかったが Common Law の原則もあることだし特に必要でもないであろう。なお代位により保険者が取得する第三者に対する請求権確保の義務が被保険者にあり、これを怠った場合に保険者が受けた損害を保険会社より差し引く規定もないが、この努力に対する費用は保険者が負担すべきことについてのだが、これは当然のことゆえに明文の規定も不要であろう。なお私はこれまでも見たことがあるが riot による損害について、警察に対する賠償請求が生じて代位により保険者が取得するというわが国ではとても考えられないようなケースがイギリスでは近年でもあったようだ¹⁵⁾。

最後に第7条は仲裁 (Arbitration) についてで旧約款第11条と同じである。

旧約款は最後にあった覚書 (memorandum) は、General Provision の購入者の利益保護のところと同じであり、これは移動したこととならう。

四

さて標準火災保険証券は時代の変化により必要とされるようになった原子力あるいは北アイルランドの人為的暴力についての免責条項が付加されたことのほか、かなりの条項が旧証券の約款に追加されたがこれまでも必要に応じて特約を付することによりなされていたことである

うが、明文化されて充実したと言い得るであろう。次いでロイズの火災保険証券をみることにしよう。私は1974年、じかにロイズを訪問して Fire Policy をもらってきた。その内容を紹介する。

ロイズのメンバーに被保険者は保険料を支払い、明細書 (schedule) に特定された財産につき、特定された危険による損害につき保険を付したことを、われわれ保険者はこれを承認したとの前書きのあと、最初に除外条項があり、

(a) 電気事故を対象とし、発電機、変圧機、モーター、電線これらの重要、付属設備にショート、許容範囲をこえた電波、圧力、ろう電による損害、だがこの除外はこれより生じた火災、保険の目的外から生じたものには適用されぬとする。

(b) 原子炉、放射線によるものを除外する。

(c) 人為的暴力で war, invasion などより riot, civil commotion に至るまでの標準火災保険証券に列記されている各種のものすべてと、政府、地方自治体の命令の下での財産に対する押収、徴発、破壊などとあげている。

(d) これはコンピューターシステムの記録についてだが、たとえ火災により生じてもすなわち因果関係があっても、その損害はてん補せぬとするものであろう。

他に Conditions の1は超過保険を認めない、保険契約が他にあらば比例割合にて被保険者はてん補を受けること、2はさぎ、いつわりの請求をしてはならぬこと、かかるときは保険証券は効力を失い、請求は不可とされると記されている。

このあとに以下のことは知られるべしとしてわれわれロイズの保険業者のメンバーのリストにあるシンジケートにて保険の引き受けをしたことを宣言する。被保険者あるいはその遺言執行人、管財人に対して明細表にある金額まで証明された損害の支払をなすことなどが記載されている。

そして次ページの schedule (明細表) に担保危険として 1. Fire and/or Lightning, 2. (a) 爆

15) Edwin Gamlen and Harold Francis, op. cit. p. 68

発が、どこにおころうと続発する火災、(b) 被保険財産上の火災に続く爆発、(c) 家庭用の暖房、照明用のボイラー、ガスの爆発と記されている。

火災と落雷を担保するが、火災は爆発によるもの、そして爆発がどこにおこっていてもその延焼火災も担保すること、だが爆発は家庭用の暖房、照明等のボイラー、ガスに限らず被保険財産に生じた火災によるものも差支えないと解し得るようである。他の保険の目的に生じた火災の延焼火災による爆発を除くという解釈もできるかも知れぬが被保険者有利に解するなら、延焼火災でも当該保険の目的に生じた火災と同じともいえるであろう。この点、爆発は家庭用のガス、ボイラーのものに限定する標準火災保険証券のと異なると解されよう。

ロイズの火災保険証券の概要は以上のとおりであるが、これは若干の書物に掲載されている¹⁶⁾。この保険証券の各条項はときおり変更されること¹⁷⁾、また黙約のあることもいわれている。この点は戦前からそうであり、今日、あるいは今後もあることと思われる。それゆえにたとえば告知義務その他の保険契約の重要な点については標準火災保険証券のそれと同じで特にこの保険証券に明示されずとも当然のこととなされることと考える。

なお私は先にのべた1974年のロイズ訪問のとき別に All Risks その他の広義の火災保険ともいべきものの保険証券ももらってきたが、たとえば All Risks のでは朱書きした除外条項には放射能、原子力あるいは各種人為的暴力等の危険についての規定がある。あるいは宝石等の小さい貴重品についての条項は特に表記されて

いる。だが別の Conditions は 6 ケ条にすぎない。それゆえにたとえば告知義務についてはこれも標準火災保険証券等の一般条項の第 1 条が適用されることは明示せずとも当然とされるのであろう。また別に Householder's Policy などを見ればこれにも告知義務についての規定がない。他にも似たようなことがあるだろう。なお All Risks Policy には先にあげた十分な注意を必要とするという規定は私の入手したものにはむろんなかった。だが先にのべたようにロイズの Fire Policy でもすぐにかわることがあるから後日付加されたのであろう。

五

さて、紹介せるように新標準火災保険証券の約款は旧証券のそれより数多くなったが、決して不必要なものが増加したとは思わない。明文化されたもの、必要を生じたもの、進歩したものもあればなお未だ不足しているかという点もみられる。

旧約款においては担保危険を前文に列記した上で、すぐに免責危険を並べていたがこれが別項に移されたのは見やすくなったと思う。General Provision といわれる 2 項目のうち、1 の保険者の責任を事故発生時の保険の目的の時価を限定とするというものは旧約款にもあったが、2 の保険者の同意なければ損害てん補後の残存額を以後の保険金額とするという規定ははじめてである。だが火災保険において海上保険のごとき自動復元がなされていたとは考え難く、明文化したものであろう。

General Exclusion として免責条項をひとまとめにしたのは良く、むかしはなかった原子力、核についても、治安の悪化している北アイルランドの人為的暴力について詳しく規定せることは必要であろう。不法集会等については事故が免責危険のよらざることの挙証責任を被保険者に課している場合もあるが、同地域の状況からみて必要なことであろう。汚染についてもむかしと違って特に必要となったのであろう。最後の Consequential Loss についてはこれは実

16) T. R. Smith, op. cit. p. 112

M. G. Eagle, Special Perils Insurance, 1963, p. 111

E. J. D. Peverett, Fire Insurance Law 1981 pp. 371-373

E. R. Hardy Ivamy, Fire and Motor Insurance 4th Ed. 1984, pp. 389-391

17) Edwin Gamlen and Harold Francis, op. cit. pp. 155-156

体的損害と家賃以外の被保険利益についての損害はもたぬとするものであろう。保険事故に続発する中性危険についてのものではない。だがかかる場合、先行せる保険事故のさけがたき結果であったときについては新約款には規定が設けられなかった。イギリスには判例が少なく明確でない。アメリカには多いが調和がとれておらぬ点で不明確である。わが国では1981年より若干のケースについて明示されるようになった。だが保険事故による停電等については十分でない¹⁸⁾。この点については早く明示すべきであらう。

他には被保険者に注意を促したこと、請求条項においてさらなる損害を防止することがあったことはのべたが、イギリスにおいては、古くは損害防止を被保険者が怠ったら、willful actと同様にみられ、そのうちに義務違反により拡大したる部分は事故と因果関係ないものとみられていたと思われる。判例は少ないが一応、原則は確立されていると思う。

第三者に対する請求権確保の点は当然のことゆえに規定を設ける必要はなかったであらう。

ロイズの Fire Policy については、慣行のちがいがから非常におどろかされたが同国においてはこれでよいのであろう。なおコンピュータの保険事故により生じた故障による損害を免責していることを明記しているが、標準火災保険証券にみられぬものである。わが国においてもみられないが、これは取引通念上、実体的損害と区別される他の被保険利益についての損害とみられるものとして差支えないであらう。

以上、戦前よりわが国において参考とされてきたイギリスの標準火災保険証券の約款の新旧の比較、検討そしてロイズのそれとを観察してみたが、独自の伝統の多い国なるがゆえに筆者の推測による点が生じたこともあろうが、これまでにあまり紹介されなかったことだけにそれなりの意義あるものと考えている。新約款もすでに4分の1世紀を経過しており、再度の改訂も近いかも知れずわが国としても注目してゆくべきと考えている。

(受理 2009年3月27日)

18) 金子前掲書第5章